

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多治見市

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税寄附金税額控除に係る申告特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	商工観光課
②所属長の役職名	商工観光課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部商工観光課 TEL:0572-22-1252
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部商工観光課 TEL:0572-22-1252
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、寄附者本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号) ・第16条	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ①部署	総務課	産業観光課	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長の役職名	総務課長	産業観光課長	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 総務部総務課 TEL.0572-22-1409	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部産業観光課 TEL.0572-22-1252	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 7.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ連絡先	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 総務部総務課 TEL.0572-22-1409	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部産業観光課 TEL.0572-22-1252	事後	
令和7年1月31日	II しいき値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年1月31日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月10日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税 ワンストップ特例)に関する事務に係る横断的 なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際 には、寄附者本人からのマイナンバー取得を徹 底している。また、必ず複数人での確認を行う ようにしており、人為的なミスが発生するリスク への対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 最も優先度が高いと考えら れる対策		3) 権限のない者によって不正に利用されるリス クへの対策	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 判断の根拠		ふるさと納税管理システムへのアクセスが可能 な職員はパスワードによる認証によって限定 し、寄附者から提出された特定個人情報(記 録された申請書等を綴った文書ファイルは、鍵 付きの倉庫内のキャビネットで保管している。こ れらの対策を講じていることから、権限のない 者によって不正に使用されるリスクへの対策は 「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ①部署	産業観光課	商工観光課	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ②所属長の役職名	産業観光課長	商工観光課長	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部産業観光課 TEL.0572-22-1252	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部商工観光課 TEL.0572-22-1252	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ連絡先	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部産業観光課 TEL.0572-22-1252	〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所 本庁舎 経済部商工観光課 TEL.0572-22-1252	事後	
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和6年12月1日時点	令和7年4月1日時点		
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和6年12月1日時点	令和7年4月1日時点		